

告 示

埼玉県告示第千百九十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により越谷市から越谷都市計画事業東越谷土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十年十一月九日

埼玉県知事 上 田 清 司